

子育て支援・少子化対策条例に基づく
基本計画（案）

平成22年2月

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
 - 2 計画の性格・役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
 - 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 参考:子育て支援・少子化対策の動向

第2章 計画策定の背景

- 1 少子化の進行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
 - (1)少子化の状況
 - (2)少子化の要因
 - (3)少子化の要因の背景
 - (4)少子化の影響
 - 2 子どもと子育て家庭などを取り巻く環境・・・・・・・・・・・・・・・・7
 - (1)家庭と地域社会の状況
 - (2)仕事と子育ての状況
 - (3)子どもの状況
- 参考:現代若者気質からみえるもの ～「一人が楽」から「家族で楽しい」への対策～

第3章 計画の目標と基本方針等

- 1 めざす社会の姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 2 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 3 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 4 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 5 重要視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- 6 施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

第4章 子育て支援・少子化対策の具体的な展開

- 1 施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
 - 家庭・地域における子育て支援・・・・・・・・・・・・・・・・19
 - 仕事と子育ての両立支援・・・・・・・・・・・・・・・・35
 - 子どもの健やかな成長の支援・・・・・・・・・・・・・・・・43
 - 経済的負担の軽減・・・・・・・・・・・・・・・・59
 - 子育て支援の気運の醸成・・・・・・・・・・・・・・・・61
- 2 ライフステージに応じた施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・63
- 3 目標指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64

第5章 計画の推進

- 1 主体の役割と協働・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68
- 2 国への提言・要望・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69
- 3 計画の推進体制と進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・69

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

これまでの県の取り組み

近年、全国的には、核家族化、少子化の推進等により、子どもが心身ともに健やかに成長する環境が失われつつあり、本県もその例外であるとはいえません。

富山県では、平成 18 年 2 月に「未来とやま 子育てプラン」(次世代育成支援富山県前期行動計画)を策定し、保育や子育て支援施策の拡充、仕事と子育てとの両立支援、子どもの健やかな育成など、子育て支援施策を総合的に推進してきましたが、引き続き、出生児数の減少、合計特殊出生率の低下傾向が見られることから、依然、少子化に歯止めがかからない状況にあります。

国の動き

国においても、平成 16 年 12 月に「子ども・子育て応援プラン」を策定し、社会全体で子育て支援・少子化対策を応援する環境づくりに取り組んできましたが、平成 17 年に初めて総人口が減少に転じ、出生数や合計特殊出生率がいずれも過去最低を記録するなど、予想以上に少子化が進行しています。

こうしたことから、少子化対策の抜本的な拡充、強化などを図るため、平成 18 年 6 月に「新しい少子化対策について」が取りまとめられ、また、平成 19 年 12 月には、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられ、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として取り組むこととされました。

その後、次世代育成支援対策推進法や児童福祉法など関係法令が改正されるとともに、国では政権の枠組みの変化などがありましたが、子育ての心配をなくし、社会全体で子育てを応援する観点から、子ども手当や高校の無償化などの新たな経済的支援策が打ち出されました。

また、平成 22 年 1 月には、少子化社会対策基本法に基づく大綱として「子ども・子育てビジョン」が策定されました。

条例の制定と新たな取り組み

少子化は、地域社会の将来に影響する重要な課題であり、少子化が進行することにより引き起こされる地域の課題を、県民が自らの問題として認識し、子どもが健やかに育つ社会づくりに向けて取り組むことが重要となっています。

このため、富山県では、平成 21 年 6 月に、「子育て支援・少子化対策条例」を制定し、子育て支援・少子化対策を推進するにあたっての基本理念を定め、保護者、県民等が取り組むべき役割を明らし、子どもの笑顔と元気な声があふれる活気のある地域社会を実現することをめざし、県民総ぐるみで取り組むこととしました。

条例では、子育て支援・少子化対策を総合的・計画的に推進するための基本計画(以下、「計画」といいます。)を策定することとしており、策定から 5 年を経過する「未来とやま 子育てプラン」の後期計画として、これまでの施策の推進状況や国の関係法令の改正などの動きを踏まえ、条例に基づく計画を策定するものです。

2 計画の性格・役割

この計画は、富山県子育て支援・少子化対策条例に基づく計画であり、また、次世代育成支援対策推進法に基づく県の後期行動計画としての性格も併せ持つ法定計画です。

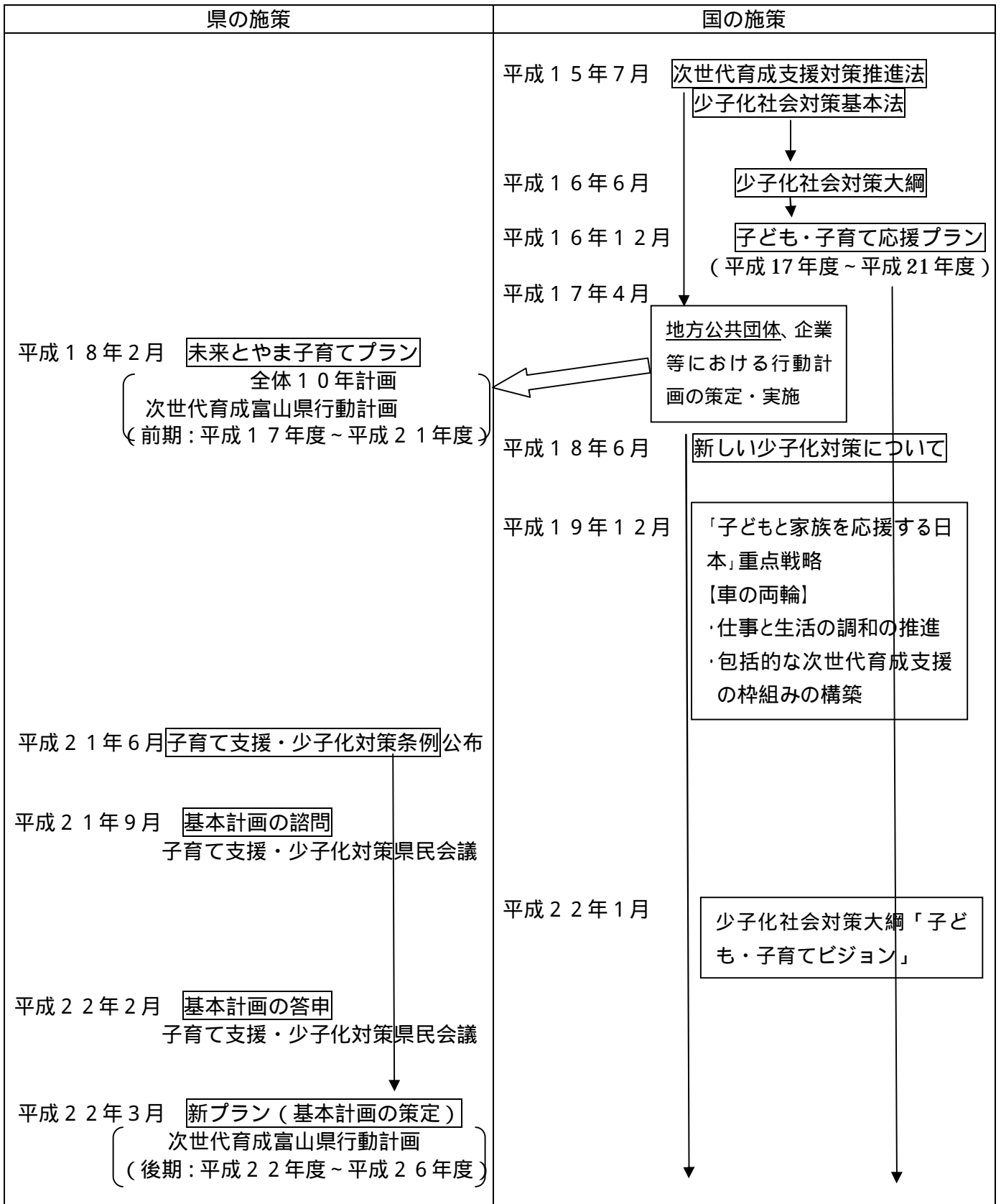
子育て支援・少子化対策に取り組むための目標を示し、すべての県民が一体となって、その実現に向けて

取組む県民計画です。

3 計画期間

この計画は、平成 22 年度を初年度とし、平成 26 年度を目標年度とする 5 か年の計画です。

参考：子育て支援・少子化対策の動向



第2章 計画策定の背景

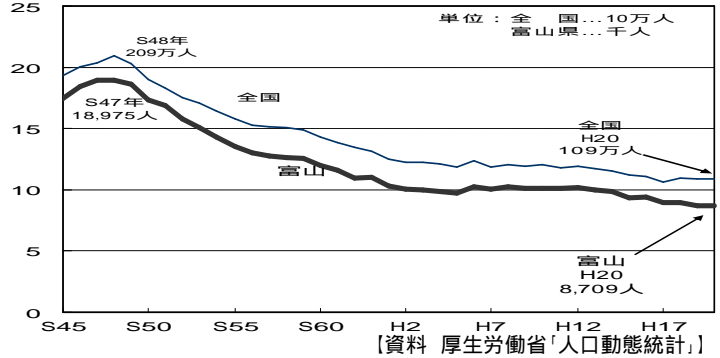
1 少子化の進行

(1) 少子化の状況

出生の動向

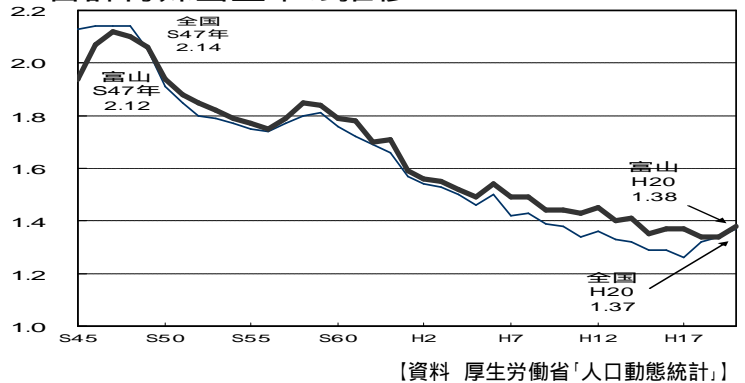
出生数は、昭和47年をピークにほぼ一貫して減少傾向にあり、平成13年に1万人を割り込み、平成17年以降では毎年9千人を割り込んでいます。

出生数の推移(全国・富山県)



合計特殊出生率(一人の女性が一生の間に生む子どもの数を示す)は、全国平均を上回っているものの、低い状況にあり、平成18年、19年と過去最低の1.34となりましたが、平成20年は、1.38と若干上昇しています。

合計特殊出生率の推移

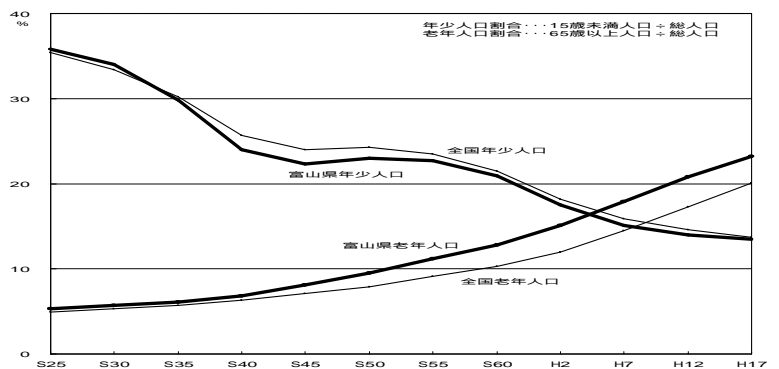


子どもの人口割合の推移

富山県の人口に占める15歳未満の子ども割合は、平成17年13.5%、平成20年13.3%と年々低下しています。

子どもの数(15歳未満)は、平成20年でおおよそ146千人であり、毎年1千人程度減少しています。

年少人口割合及び老年人口割合の推移(全国、富山県)



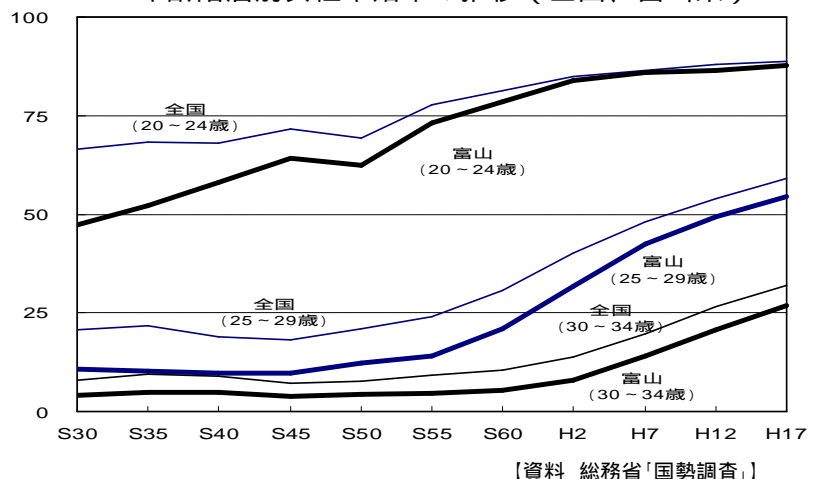
(2) 少子化の要因

未婚化の進行

近年、女性の未婚化が、急速に高まっており、平成17年では、25-29歳の半数超(54.6%)が未婚です。

特に、30~34歳の女性では、平成2年に7.9%であったものが、平成17年には、26.8%と大幅に未婚率が上昇しています。

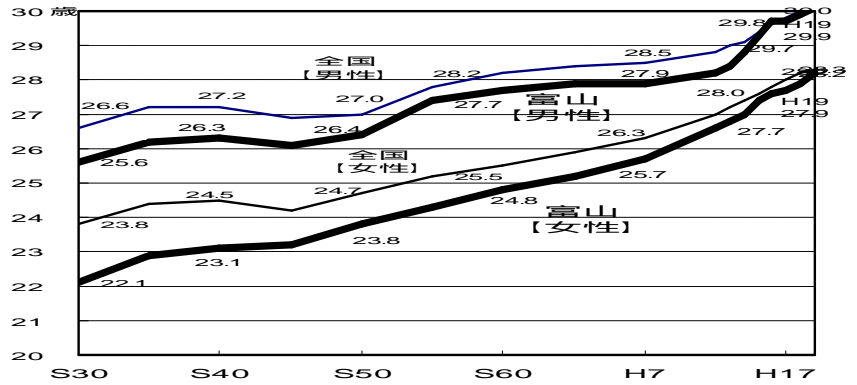
年齢階層別女性未婚率の推移(全国、富山県)



平均初婚年齢の推移

晩婚化の進行

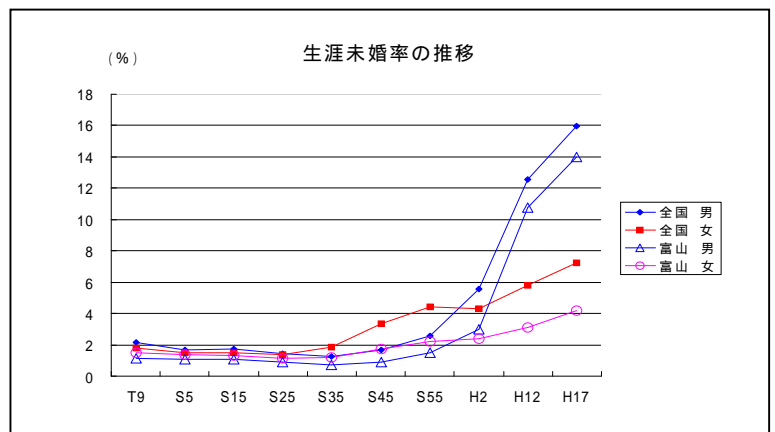
平均初婚年齢は、平成7年に男性27.9歳(全国第3位)、女性25.7歳(全国第3位)であったものが、平成20年には、男性30.3歳(全国第40位)、女性28.3歳(全国第34位)と、晩婚化が進行しています。



【資料 厚生労働省「人口動態統計」】

非婚化の進行

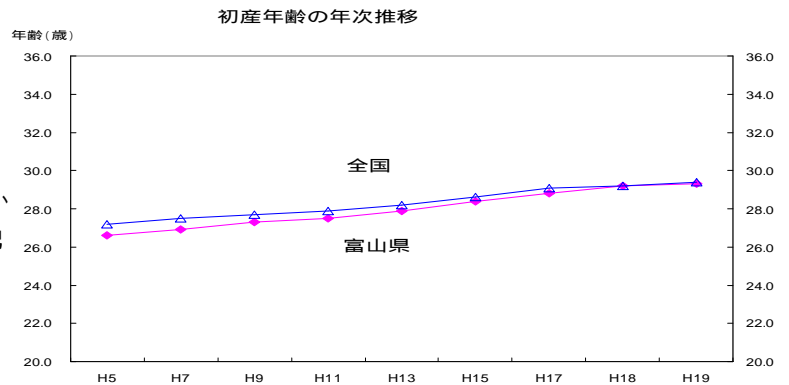
生涯未婚率(50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合)は、女性ではまだそれほど顕著には増えていませんが、男性では、急速に上昇し、平成17年には14%を超えて8人に1人は結婚経験がありません。



【資料 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2009年版)」】

初産年齢の上昇

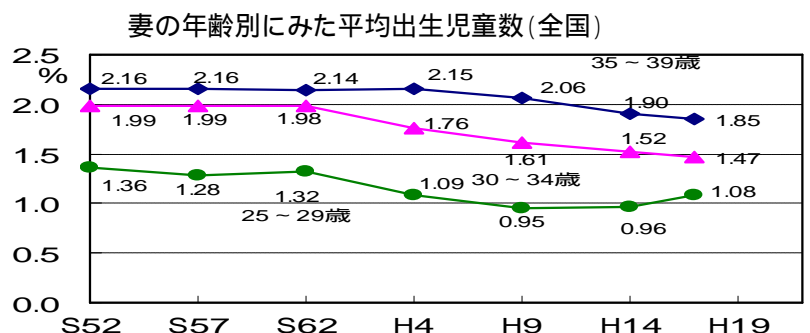
第一子出生時の母親の平均年齢も全国と同様に上昇傾向にあり、平成19年では29.3歳となっています。初婚年齢が高くなるに伴い、出生したときの母親の平均年齢も高くなる、晩産化の傾向があらわれています。



【資料 厚生労働省「人口動態統計」】

夫婦の出生力の低下

全国の夫婦の平均子ども出生数を、ほぼ子どもを生み終えた結婚持続期間15~19年の夫婦についてみると、およそ30年間にわたって、2.2人前後で安定していましたが、近年、低下傾向を示しています。



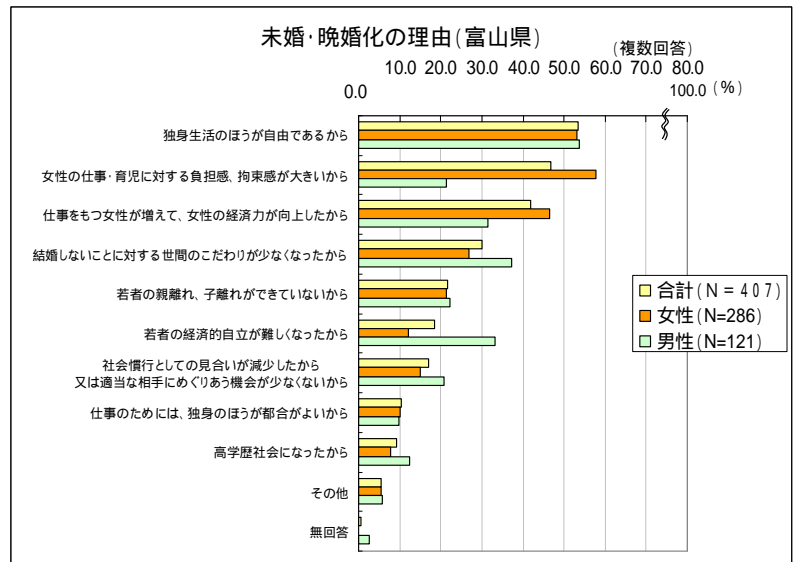
【資料 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」】

(3) 少子化の要因の背景

結婚に対する意識の変化

いずれは結婚するつもりと考える未婚者の割合が約8割いるものの、未婚化・晩婚化の理由として、「独身生活のほうが自由であるから」が全体としては多くなっています。

男女に大きく差があるものは、「女性の仕事、育児に対する負担感、拘束感が多いから」をあげる女性が多く、男性は「若者の経済的自立が難しくなったから」が多くなっています。

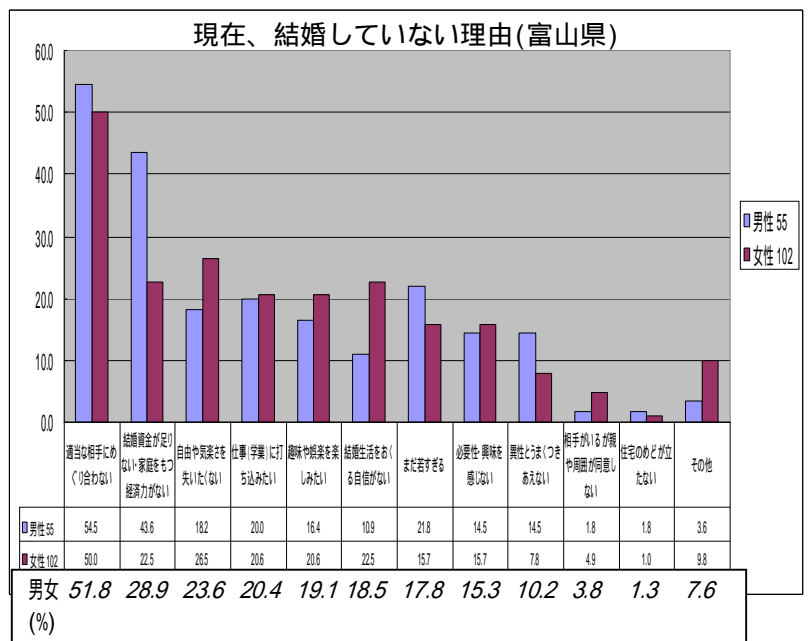


資料 県知事政策室「結婚と出産に関する意識調査」注 対象は県内の20～30歳代の男女

出会いの機会の減少と経済的不安

現在、結婚していない理由として、「適当な相手にめぐり合えないこと」が男女とも最も高くなっています。

男性では、非正規雇用者の増加などを背景として、「結婚資金が足りない、家庭を持つ経済力がない」との回答が目立っています。将来への見通しが立ちにくい状況の中で、結婚や家族形成が困難となっている面がうかがえます。



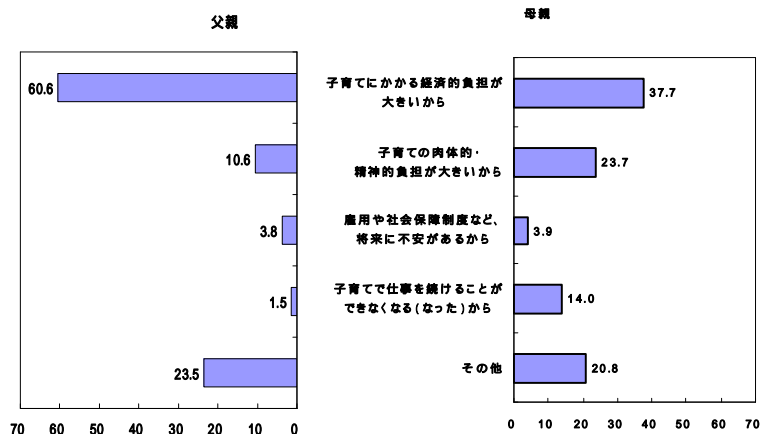
資料 県知事政策室「結婚と出産に関する意識調査」注 対象は県内の20～30歳代の未婚の男女

子育ての経済的・精神的負担感

理想より実際の子どもの数が少ない理由として、子育てにかかる経済的負担や肉体的・精神的負担があげられています。

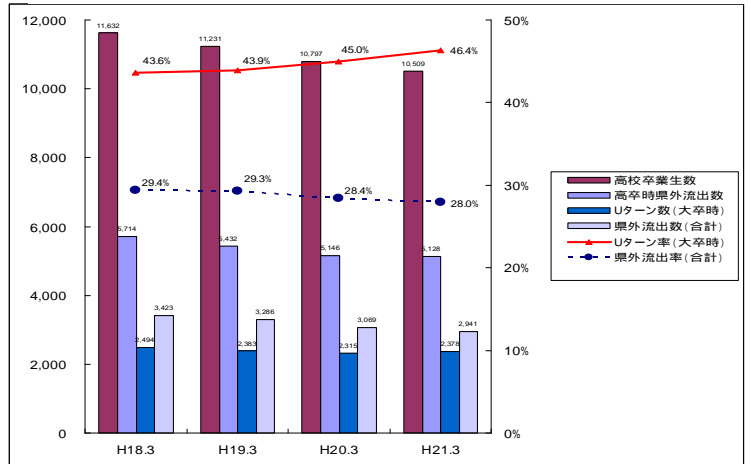
父親、母親ともに経済的負担感が高い中で、父親の経済的負担感が著しくあらわれています。

理想より実際の子どもの数が少ない理由



【資料】富山県学童保育連絡協議会・(財)女性財団「H17 子育て中の親へのアンケート調査」

県内高校卒業者の大学等卒業時における県外流出状況の推計



若者の県外流出

毎年、高校を卒業後、5千人以上の若者が県外の大学・短大・専門学校等に進学しています。

県外に進学した若者が大学等卒業時に戻るUターン率は毎年着実に増加し、平成21年3月時点で49.4%となっています。

【資料 富山県商工労働部】

(4) 少子化の影響

子どもの健やかな成長への影響

少子化の進行は、子どもの数の減少による親の過保護や過干渉、同年代の仲間や異年齢の子どもの交流機会の減少などにより、子どもの社会性や協調性が育まれにくくなるなど、子どもの健やかな成長への影響が懸念されます。

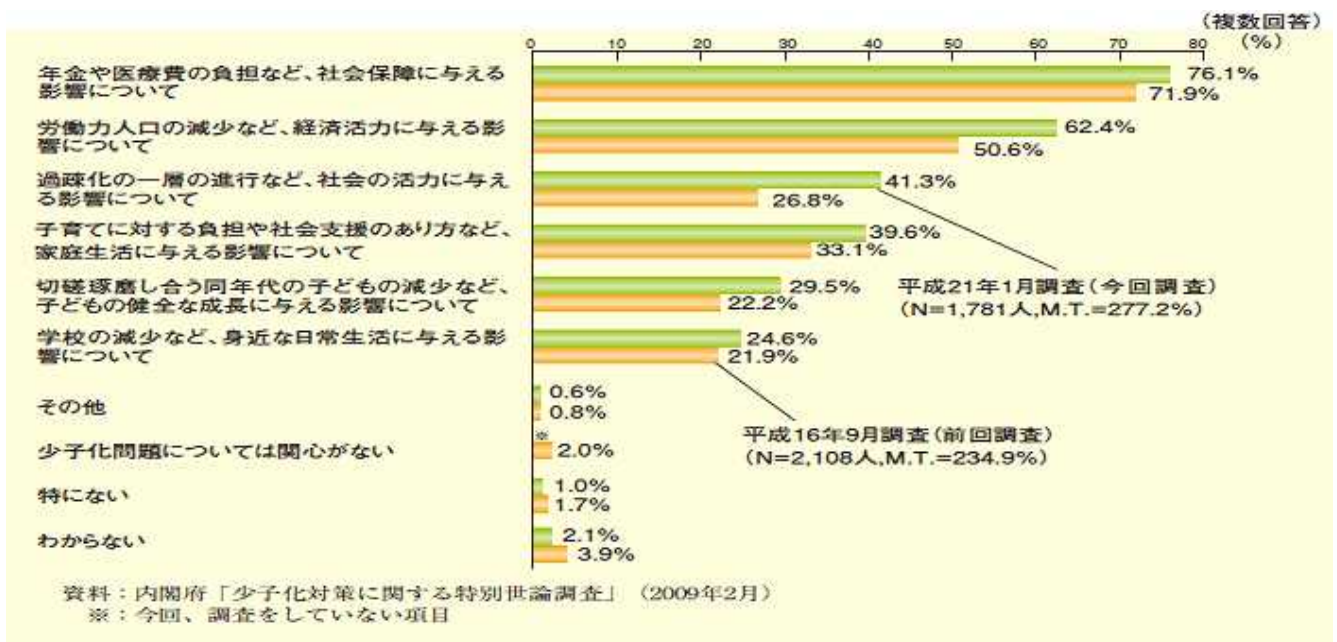
地域活動への影響

子どもや若者の減少により、地域の祭りなどの伝統行事やイベント、地域の防災・防犯活動などの継続が難しくなることや、幼稚園や小学校などが維持できなくなるなど、地域社会の活力の低下が懸念されます。

地域経済への影響

少子化の進行による生産年齢人口の減少は、働き手の確保が難しくなることや、高齢社会を支える担い手が減少し、福祉や医療・保健といった住民に対する基礎的サービスを提供することも難しくなるのではないかと懸念されます。また、県内の総人口が減少することによる県内需要の縮小とともに、人口構造が高齢者層にシフトすることから、将来に備えて消費意欲が低下するなど、地域経済の活力が低下することなどが懸念されます。

少子化が与えるマイナスの影響



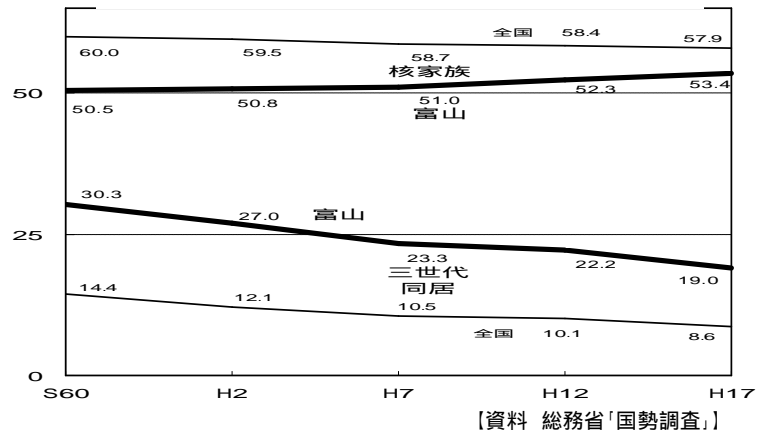
2 子どもと子育て家庭などを取り巻く環境

(1) 家庭と地域社会の状況

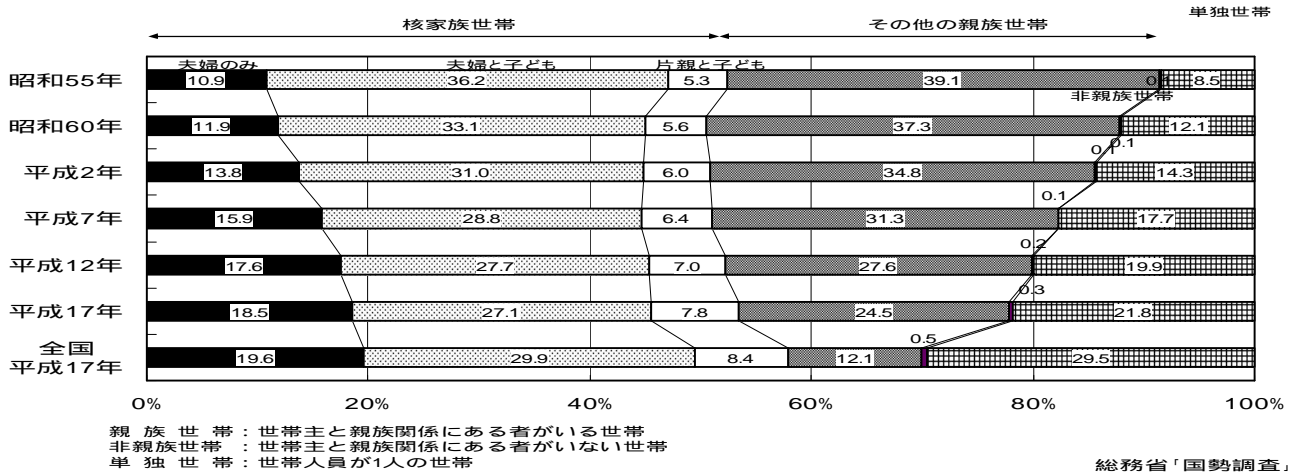
家族形態の変化

全国に比べ三世同居率は19.0%と高い(全国順位5位)ものの、一世帯あたりの人員は減少し、世帯の小規模化が進み、核家族世帯の割合が増加し、全国平均に近づいています。

三世同居世帯比率及び核家族世帯比率の推移(全国、富山県)



富山県の一般世帯の家族類型別割合の推移



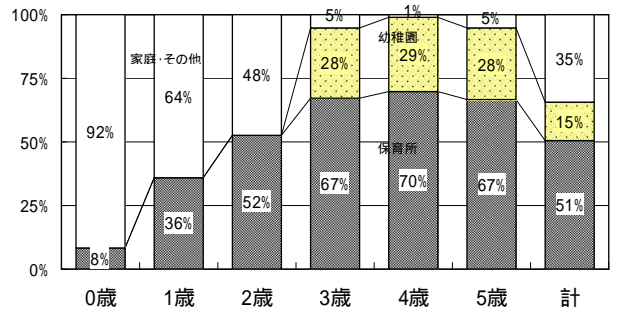
子育てに対する孤立感

本県の3歳未満の子どもの約8割は、家庭で育てられています。

父親の家事・育児への協力が得にくい状況の中で、子育て中の母親が、子育てに自信を喪失するだけでなく孤立感を感じていることがうかがえます。

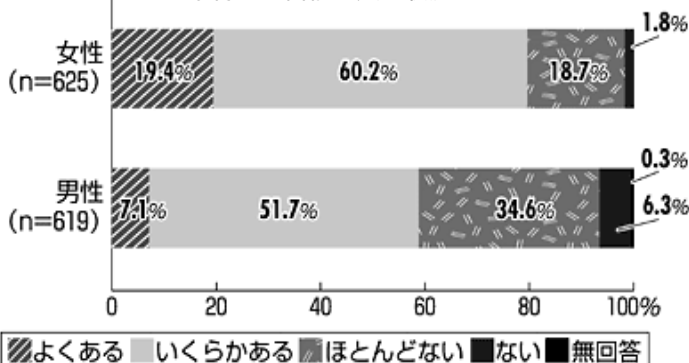
総務省「国勢調査」

就学前児童の居場所

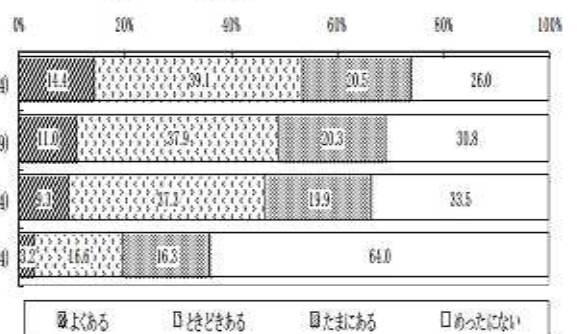


【資料 富山県厚生部調査(20年度)】

子育ての自信喪失の状況



孤立感を感じることもあるか



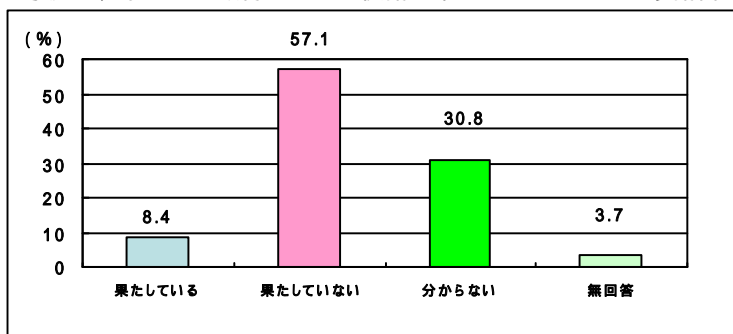
【資料 財団法人子ども未来財団「平成18年度 子育てに関する意識調査」】

家庭・地域の教育力の低下

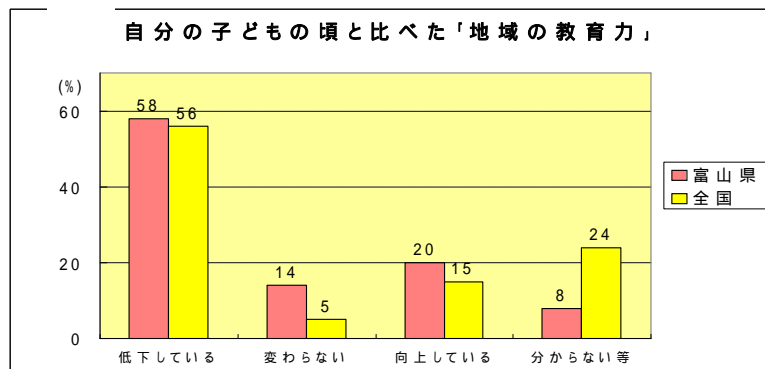
県政世論調査によれば、家庭が、子どもの教育において、「役割を果たしていない」と考える人が半数以上の57.1%となっています。

また、地域では様々な団体により子どもを育む活動が行われていますが、都市化に伴う近所づきあいの希薄化などによって、地域の教育力が低下していると感じている人が、本県だけでなく全国的にも多い状況となっています。

「家庭が、子どもの教育において役割を果たしている」と思う割合



【資料 県政世論調査 (H21年度)】



【資料 富山県地域活力再生運営協議会「平成19年度「地域の教育力」に関するアンケート】

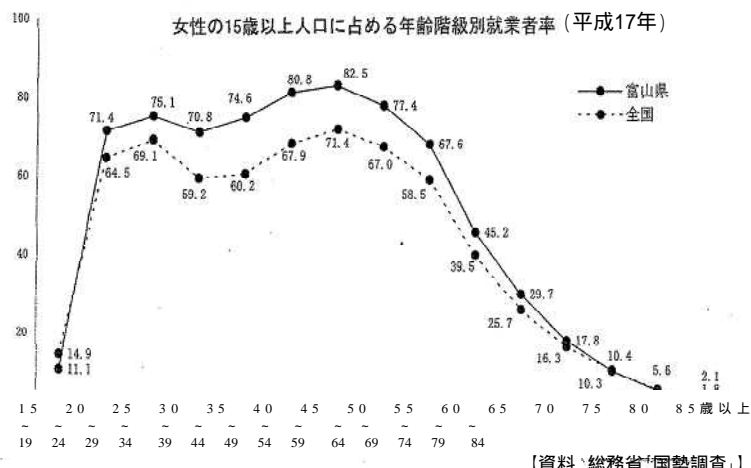
【資料 文部科学省委託日本総合研究所「平成17年度「地域の教育力に関する実態調査」】

(2) 仕事と子育ての状況

高い女性の就業率

本県の女性の就業率は、平成17年で50.8% (全国順位5位) と高い状況にあります。

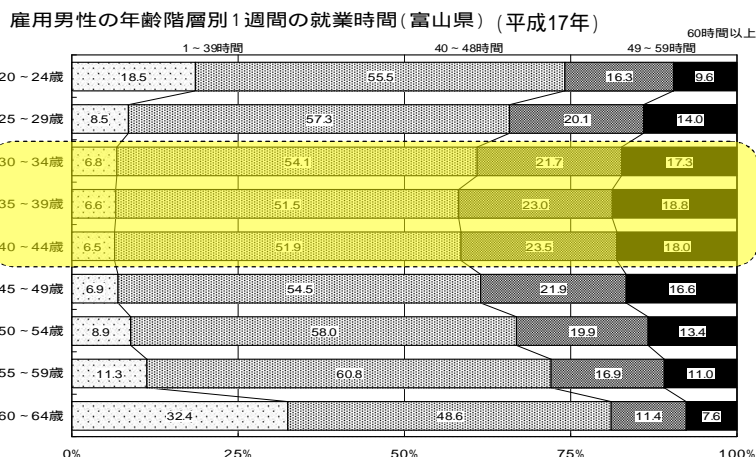
特に、教育費の負担が増える学齢の子どもを育てている40代では、80%を越える女性が就業している状況にあります。



【資料 総務省「国勢調査」】

子育て家庭の男性の長時間労働

子育て期の30～40歳代の男性雇用の約2割が、週60時間以上の長時間労働となっています。



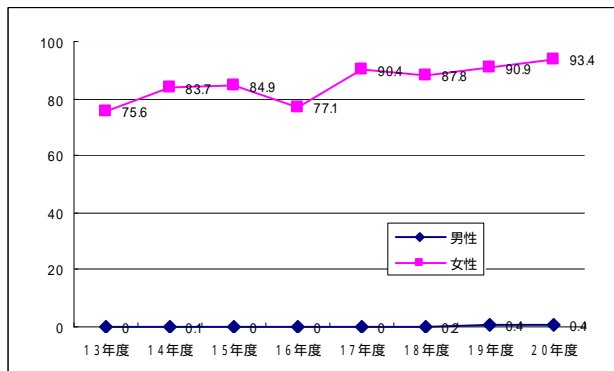
【資料 総務省「国勢調査」】

育児休業の取得状況

育児休業取得率は、女性がほぼ9割と高くなってきましたが、「育休がとりにくい」又は「取れない」とする者もいます。

また、男性は、突出して低い水準となっています。

育児休業取得率について(富山県)



育児休業は取れますか	
取りやすい	45.6%
取りにくい	27.4%
取れない	16.2%
無回答	10.8%

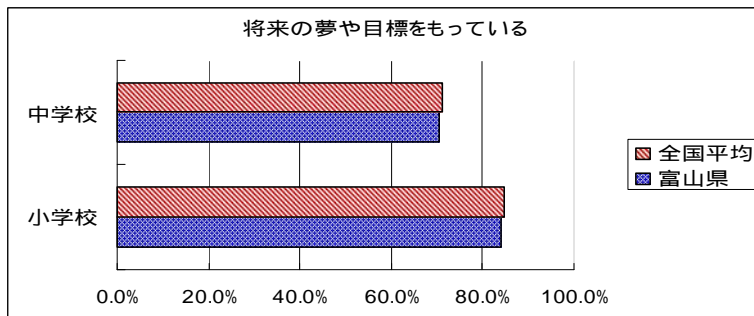
【資料 県商工労働部調査】

【資料 富山県地域労使就職支援機構
「富山県女性の就労意識調査報告書」H19.2】

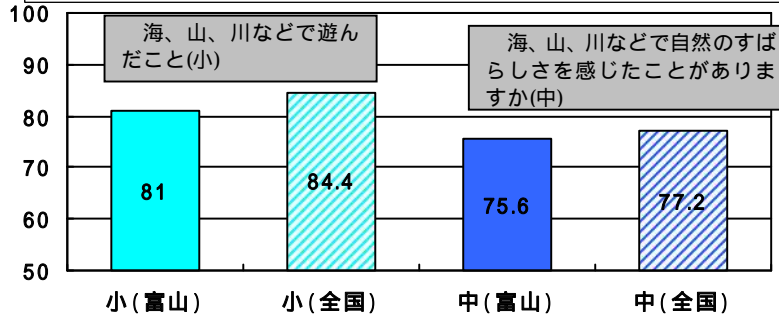
(3)子どもの状況

チャレンジ精神や自然体験の減少

将来の夢や目標をもっている子どもの割合や、海、山、川など自然を体験したり、自然のすばらしさを感じたことがある子どもの割合が、全国平均を下回っています。



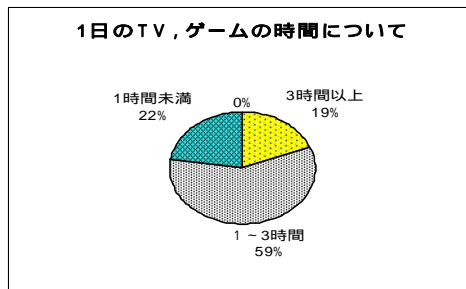
(%)



【資料 文部科学省「H20全国学力学習状況調査」】

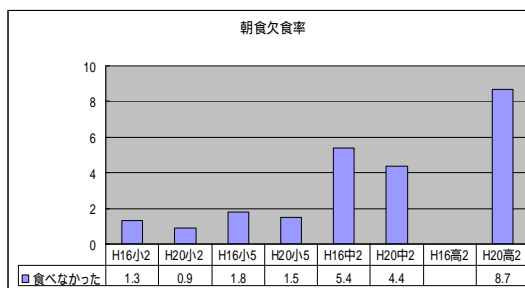
生活習慣の乱れ

1日のTV、ゲームの時間が3時間を越える児童が2割弱います。



【資料 富山県教育委員会 H20年度「健康づくりノート」】
(県内小学生3~6年生集計)

朝食を欠食している割合が子どもの成長とともに高くなっており、高校2年では8.7%もの生徒が朝食を欠食しています。



【資料 富山県教育委員会 H20年度「食生活等アンケート結果」>県内小・中学生抽出約1,000人対象】

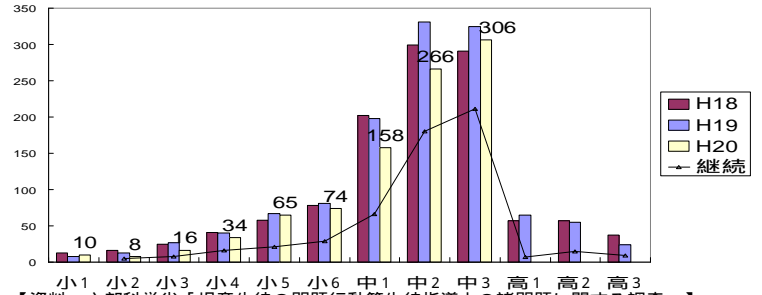
不登校、いじめ

本県の不登校の児童生徒数は、中学校に入ると急増しています。

平成 20 年度は小学校、中学校ともに 4 年ぶりに減少しました。

不登校状態が継続している生徒数は、中 1 から中 2 にかけて急増して、高校生になると急減しています。

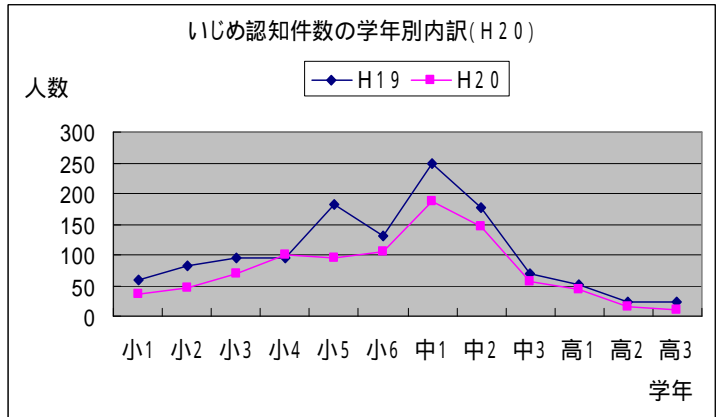
不登校児童生徒数の学年別内訳(H20)



【資料 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」】

いじめの認知件数は、平成 20 年度は 19 年度より減少していますが、学年を問わず発生しており、なかでも中学 1 年生のいじめが多い状況となっています。

いじめ認知件数の学年別内訳(H20)

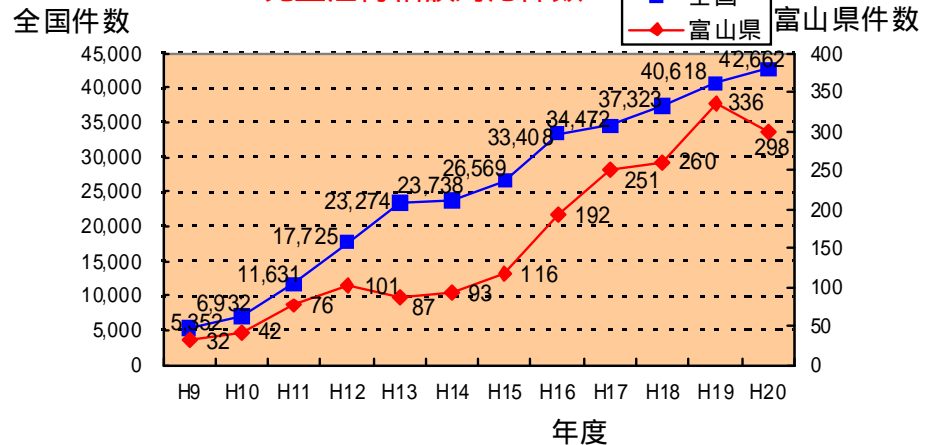


【資料 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」】

児童虐待

全国と同様に本県の児童虐待の相談対応件数も急激に増加しており、平成 20 年には減少したものの、依然として高い水準にあります。

児童虐待相談対応件数



【資料 県厚生部調査】

参考：現代若者気質からみえるもの ～「一人が楽」から「家族で楽しい」への対策～

なぜ、若者は結婚しなくなったのだろうか。県内大学生のアンケート結果や意見から読み解いてみたい。(アンケート結果は資料編のとおり)

多くの学生は結婚に対し肯定的(88%)であり、憧れを持っているようだ。しかしながら、相手からアプローチを待つタイプ、いわゆる“草食系”が半数を占め、恋愛に対しては消極的である。

さらに、現実を直視すると、結婚後の生活費や結婚資金がないといった経済的ハードル、パートナーやその家族との未永い付き合いなどに気づき、漫然とした不安があるようだ。

また、男性は、厳しい経済情勢を反映した生活費に対する不安感や、あまり意識したことがない家事・育児の負担感等を、女性は、結婚後に失うかもしれない経済力や自分が担うであろう家事・育児の負担感等をいっている。実家にいれば、経済的にもメリットがあり、生活するうえでの基本的なことは、親が面倒を見てくれている場合もある。

“素晴らしい人”に出会わない限り、「一人が楽」の人生から次のステージ「家庭を持つ」に進む必要性がなかなか見出せず、消極的な行動の帰結として晩婚化・未婚化が進むのではないか。

結婚に関することは、きわめて個人的な事項であるが、少子化は、今後の本県の姿を考える上で、将来の労働力人口の減少や経済活力の減少につながるものであり、早い時期から結婚や子育てについて考える機会を提供するとともに、子育ての楽しみや結婚のメリットを伝えるポジティブキャンペーンを展開していく必要があるようだ。また、若者が安定的な職に就けるよう就業を支援し、恋愛や結婚に消極的な男女の背中を押すことも必要だろう。

最後に、子育て中の保護者のみならず、祖父母の生活スタイルを見ている若者が、結婚をためらう一因を作っている面もあり、世代間で価値観に違いがあることをお互いに理解し合いながら、すべての男女が協力して家庭生活を担うことを念頭に、一人ひとりが「家族で楽しい」行動を起こす必要があるのではないだろうか。

子育て支援・少子化対策に関する「学生との対話」から見える現代若者気質と対策の方向性

結婚についてまだ現実味がない

結婚や子育てについて考える機会を提供する

主な意見

- ・ 恋愛と異なり結婚は覚悟が必要
- ・ 結婚すると相手と生活リズムを合わせるなど自分の自由にならない
- ・ 相手の親族などとの関係を築くことが負担

結婚や出産に対する漠然とした不安感

子育て支援や少子化対策を若者に紹介する

子育ての楽しみや結婚のメリットなどを伝えるポジティブキャンペーンを展開する

主な意見

- ・ 結婚した人の言葉を聞くと、結婚にあまり良いイメージがない
- ・ 経済的に大変というのはメディアの影響が大きい
- ・ 仕事と子育ての両立は難しいので、仕事をしていると子育てできないと考える人は多い。負担だけでなく子育ての利点をアピールできればよい。
- ・ 独身は気楽だが、経済的なことなど現実が見えてくると結婚は大変そう

男女とも恋愛や結婚に控えめ、かつ、経済力をつけた女性に男性が萎縮気味

恋愛や結婚に消極的な若者の背中を押す結婚支援を推進する

主な意見

- ・ 結婚の苦勞を考えると一人のほうが楽
- ・ 女性が高望みしている
- ・ 女性が強くなって、うかつに声かけできない
- ・ 晩婚化の原因は女性の自立にある

家庭を築き子どもを育てる経済力に不安

若者が安定的な職に就けるよう就業を支援する。

主な意見

- ・ 子どもの学費が一番大きい
- ・ 結婚するお金がないので、結婚手当などがあれば良い。
- ・ 結婚資金は何とかなっても、育児や子どもが病気になったときのために経済力は重要

親や先輩の生き方が若者の結婚観に影響

子育て中の家庭の子育てを支援する

男女が協力して家庭生活を担う意識の啓発を進める

主な意見

- ・ 母と遊んだ記憶がなく、自分は子どもと思い出を一緒につくりたい
- ・ 母を見ていると結婚は女性に負担がかかり、結婚にあこがれるが現実にはギャップがある。
- ・ 母が仕事 + 家事で大変だった。結婚相手には家事への協力を期待
- ・ 結婚した人の声を聴くと結婚にあまり良いイメージがない

女性のライフスタイルの変遷と女性を取り巻く状況

出生率が高いのは「島」

出生率が高い自治体は、沖縄や鹿児島県の「島」が多く、子どもを産み育てやすい環境が整っていると思われる。少子化社会白書によれば、生まれ育った場所への定着率の高さ、就労のしやすさ、仕事と子育ての両立のしやすさ(親者での出産・子育て)、経済的負担の軽さといったことが、出生率の高さにつながっていると考えている。

第3章 計画の目標と基本方針等

1 めざす社会の姿

子どもの笑顔や笑い声に包まれると、子どもの保護者はもとより、周囲の大人までもが、自然と笑みが浮かび、物事に対する意欲や希望が湧いてきます。

子どもたちは地域の宝、未来への希望です。子どもは、無限の可能性を秘め、まわりの人々との関わりの中でたくましく成長し、明日のとやまの発展を支えるかけがえのない存在であり、とやまの未来を担う貴重な人材です。

子どもたちが周囲からの祝福を受けて誕生し、家族の愛情に包まれながら、地域の様々な人々に鍛えられ、たくましく健やかに育つ地域社会こそが、県民が夢や希望を持って生き生きと暮らせる活気ある地域社会であり、私たち県民の願いです。

こうしたことから、めざすべき社会の姿をつぎのとおりとします。

子どもの笑顔と元気な声があふれる 活気ある地域社会

2 基本理念

子どもが健やかに成長する上では、まずは、保護者が子育ての第一義的責任を持っており、家庭において、深い愛情をもって、子どもを育てなければなりません。しかしながら、核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化など、家庭や子どもを取り巻く環境が大きく変化している現状においては、保護者や家庭の中だけで、子育てを十分に担うことが難しくなっています。めざす社会の実現にあたっては、行政はもとより、地域住民、事業者などすべての県民が、それぞれの役割を担い、一体となって社会全体で子育てを支援する取組みを進めることが求められています。

このため、県はもとより県民一人ひとりが、子育て支援・少子化対策を進めるうえで共有すべき基本となる考え方として、子育て支援・少子化対策条例に基づき、次の4つを基本理念として掲げます。

- (1) すべての子ども及び子どもを生み、育てる者が支援を受けることができるようにすること
- (2) 保護者が子育ての第一義的責任を有するという認識の下に、家庭、学校、職場、地域社会等において、県民、事業者、市町村、県等が相互に連携、協力して取り組むこと
- (3) 結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が十分に尊重されるよう配慮すること
- (4) 子どもの権利・利益が最大限に尊重され、子どもの成長に応じてその意見が適切に反映されること

3 基本目標

基本理念の下に、「子どもの笑顔と元気な声があふれる活気のある地域社会」の実現を目指すためには、県民一人ひとりが、明確な目標を持ち、それに向けて具体的な行動を起こすことが大切です。

そのため、めざす社会の姿をよりわかりやすい目標としてブレイクダウンすると、具体的には、結婚、出産や子育ての「希望」がかなえられ、メリハリのある働き方ができ、子どもが健やかに育つ環境をつくることから、計画の基本目標を次のとおりとします。

安心して子どもを生み育てられる環境をつくる。

仕事と家庭生活との両立が実現できる環境をつくる。

すべての子どもが心身ともに健やかに成長し、次代の社会を担う者として自立できる環境をつくる。

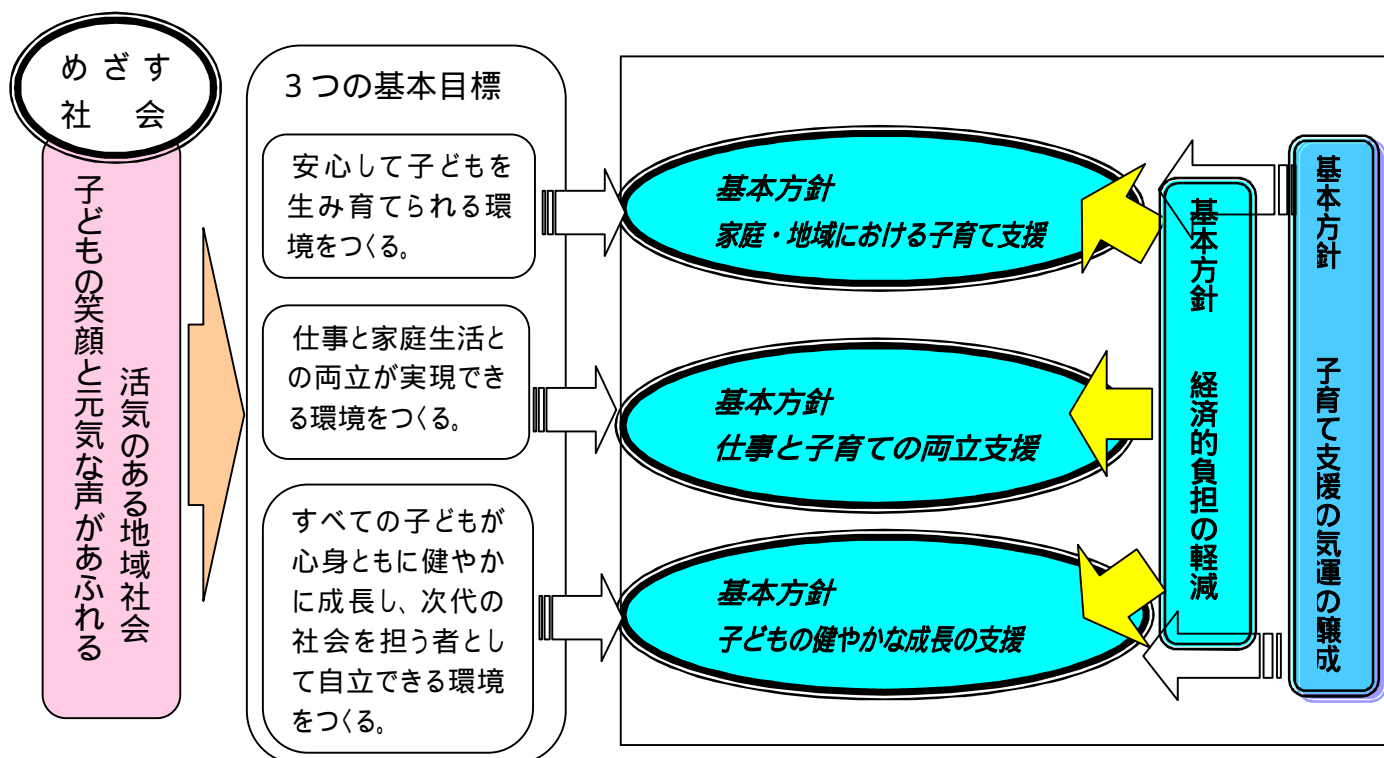
4 基本方針

基本目標を達成するためには、家庭や地域に対して取り組む施策だけでなく、仕事と家庭生活の関係に関する施策、子どもたちが育つ環境の改善に向けて取り組む施策が必要です。また、これらの施策に共通する取組みとして、経済的な負担軽減の施策も必要です。

さらに、これらの子育て支援・少子化対策を推進するうえでの基盤となる、子どもの育成や子育てを応援する社会全体の意識づくりや気運の醸成を図る施策も必要です。

このため、子育て支援・少子化対策条例に掲げる基本施策の「家庭・地域における子育て支援」、「仕事と子育ての両立支援」、「子どもの健やかな成長の支援」、「経済的負担の軽減」と、その前提となる県民総ぐるみで取り組む「子育て支援の気運の醸成」の5つを基本方針として掲げます。

(イメージ図)



基本方針 「家庭・地域における子育て支援」

子どもは生活の基盤である家庭において育まれることから、子育ての大変さはあるものの、保護者が心に余裕を持って、子どもに愛情を注ぐことができる安定した家庭環境にあることが大切です。

このため、妊娠・出産から子どもの成長段階に応じて、自信を持って子育てにあたることができるよう、情報提供・相談の実施、保育サービスの提供など、家庭に対する支援を進めます。

また、地域の人々や団体などによる子育て支援活動を促進し、子育て家庭を見守り、支える地域づくりや、子どもや子ども連れの人、妊婦などが安心して外出できる子育てに配慮された生活環境の整備に取り組みます。

さらに、妊娠・出産のリスクや不安を軽減し、生まれてくる子どもの障害の予防、早期発見、早期対応を図るため、母子保健や周産期医療などの体制整備や障害等を有する子どもに対する支援を行います。

基本方針 「仕事と子育ての両立支援」

出産や子育てを契機に離職する女性は全国平均よりも低いものの約4割となっており、就業が継続できるよう子育てに関する職場の理解及び仕事と子育ての両立が可能な職場環境が求められます。

また、子どもを持つ男性にとっても、家族と過ごす時間や、親としての責任を果たすことができる時間が確保できる働き方が求められます。

そして、このような仕事と家庭生活が両立できる職場環境を整備することは、企業にとっても有能な人材を確保し、定着させるうえで、また、業務を見直すことなどにより生産力を向上させることが期待できるなどのメリットがあり、将来への投資と捉えることができます。

こうしたワーク・ライフ・バランスを積極的に進めることの重要性を普及・啓発するとともに、このような取り組みを行う企業に対して、社会的に評価が高まる支援等をおこなうことにより、中小企業も含めたワーク・ライフ・バランスの自主的取組を支援します。

基本方針 「子どもの健やかな成長の支援」

子どもの健やかな成長にとって、子どもの権利が尊重され、その利益が擁護されることが基本です。そして、子どもたちが、親や大人に守られているという安心感を持ちながら、外の世界に興味をもち、行動範囲を広め、様々な体験や交流を通して、生きる力を身に付けられるよう支援することが重要です。

このため、子どもたちが、基本的な生活習慣や社会人としての規範意識を身につける家庭の教育力を高めるとともに、地域の人々と連携し、自然や歴史・文化を活かした体験活動や、子ども同士や多世代交流を通じて、子どもの健全な育成を推進します。

また、子どもや若者が次の親となるよう、結婚や子育ての意義や喜びに関する啓発や出会いの機会の提供などを進めるとともに、確かな学力、豊かな心、たくましい体を身に付け、生きる力をはぐくむ教育を推進します。

基本方針 「経済的負担の軽減」

子育てにかかる負担感として、子どもの養育費や教育費など子育てコストが家計を圧迫する経済的負担をあげる人が多く、また、拡充すべき子育て支援においても、経済的支援に対する要望が高くなっています。

子育てに伴う経済的負担の軽減については、所得再分配政策に関わるものであり、国の役割が基本ですが、県は、国や市町村との適切な役割分担の下に、一人親家庭・低所得の家庭の支援、妊娠・出産・子どもの医療費、保育料の軽減など、県の特性に応じた必要な施策を推進します。

基本方針 「子育て支援の気運の醸成」

子育て支援・少子化対策条例の制定を機に、子どもの成長や子育てを社会全体で支援する必要性について県民の理解を促進するため、県民総ぐるみで子育てを支援する気運を高める意識啓発を推進します。

また、これから結婚し、子どもを持つ若い人たちが、「一人が楽」から「家族で楽しい」へと子育てを前向きに捉えられるよう、子育ての意義や喜びを伝えるポジティブ・キャンペーンを展開するとともに、家族とのふれあいや家族のきずなが深まる明るく楽しい家庭づくりを推進します。

5 重要視点

計画の策定にあたっては、今日的課題が顕在化しており、これまでの対策では対応が難しい分野や手薄な分野などに特に留意し必要な施策を推進するため、計画策定にあたっての重要視点として、次の5つを掲げます。

(1) 親の就業形態や子どもの成長過程に応じた切れ目のない子育ての支援の視点

これまで、就労している保護者の育児負担の軽減の観点から、延長保育や病児・病後児保育などの保育サービスの拡充に努めてきましたが、今後はさらに育児休業からの円滑な復帰や、勤務形態の変化などに対応するきめ細かなサービスが求められています。また、各種の子育て支援メニューが身近な生活圏において利用できるよう、面的に整備していくことも必要です。

幼児の生活や発達・学びの連続性の観点からは、保育所と幼稚園の連携や、保育所・幼稚園と小学校が相互に連携・交流し、円滑に小学校につながるよう切れ目のない支援が必要です。

さらに、(低学年の)小学生の放課後の居場所である放課後児童クラブは、その普及状況に地域差があり、また、保育所と比べ開所時間が短く、子どもが安全に安心して過ごせる生活の場を確保する観点から、放課後児童クラブの量的拡大と質の向上が必要とされています。

(2) 仕事と子育ての両立ができる新しい働き方を推進する視点(ワーク・ライフ・バランス)

男性の長時間労働や家事・育児等が女性に偏っていることなどから、多くの共働き家庭においては、子どもの出産を期に、仕事か子育てかの二者択一が迫られます。そして、こうした負担感が、若者の結婚や出産に影響を与えていることが指摘されています。

女性が家庭を守り、男性が仕事をするといったこれまでの固定的役割分担意識を見直し、男女がともに、健康な日常生活を送ることができ、子どもや家族としっかりと向き合える時間を確保しつつ、仕事もこなせる「新しい働き方」が必要であり、企業にとっても、今までの働き方の問題点を検証し、仕事と子育てを両立するため多様な働き方が選択できる環境整備が求められています。

(3) 将来の夢や希望を持ち、目標に向かってチャレンジする子どもたちを育成する視点

子どもたちは、地域の異年齢集団での遊びや、近所の大人たちとのふれあいの中から、様々な体験をし、思いやりや助け合いの心を学んでいきます。

しかしながら、子どもを取り巻く環境の変化の中で、多様な人々とふれあう機会や体験が少なくなり、将来の夢や希望を持ってチャレンジする意欲の低下などが懸念されています。

子どもたちが、地域や社会との関わりを通じて豊かな人間関係を形成し、社会に対する関心を高めつつ、自ら学び考え、希望と意欲を持って目標に向かって挑戦していく力を育成することが必要です。

(4)未婚化・晩婚化に対処するため、結婚や就職などについて、**若者への機会の提供や支援の視点**

近年の未婚化・晩婚化の進行は、結婚や子どもを持つことに対する若者の意識の変化だけでなく、近所のいわゆる“おせっかいな方”がいなくなったことなどによるものであり、結婚に対する関心を高めるための啓発を行うとともに、結婚は個人の価値観に基づいて選択されるものですが、結婚を望みながら適当な相手に巡り合えない男女に対しては、様々な出会いの機会の提供や支援が必要とされています。

また、厳しい社会経済状況の影響を受け、若者が安定的な生活を営むことが難しくなっていることが結婚を躊躇させており、若者が経済的な自立が可能な働き方によって、結婚や子どもを持つことなども含めて自分の将来設計が立てられるよう、安定的な職業に就くことを支援し、暮らしの経済的な基盤を持てるようにすることが重要です。

(5)保護者の責任を第一としながらも、すべての県民が子どもの育ちや子育てに関心を持ち、暮らしの中に子育て支援の文化が根付く**社会全体で子育てを支援する気運を醸成する視点**

子育ての第一義的責任は保護者にありますが、子どもは地域の大事な宝であり、次代の地域を支える担い手です。未来に希望を持てる地域社会を築くには、子どもが健やかに育つ地域社会が必要であり、子どもを持たない者、既に子育てを終えた者、すべての地域の人々が、子どもの成長や子育てを見守り支援する積み重ねが大切です。

安心して子どもを生き育てることができる環境づくりが、とやまの住みよさに、ひいては地域の活性化につながることから、子育て支援の文化が風土として根付き、受け継がれていくが求められています。

重要視点と具体的な主な取組み

重要視点	具体的な主な取組み
切れ目のない子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブの拡充(開設日数・時間・長期休業への対応)と指導員の資質向上 ・子育て支援拠点としての保育所の機能強化と子育て支援サービスの利用促進 ・特別な配慮を要する子どもに対する保育等の充実 ・NPO、ボランティア団体、子育てサークル等の立ち上げや活動の支援 ・子育て支援を行う地域の様々な団体のネットワーク化の促進
仕事と子育ての両立ができる新しい働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と生活の調和の実現に向けた好事例情報の提供 ・両立支援に取り組む企業の顕彰 ・働く者への仕事と生活の調和の実現に向けた意識啓発の推進
夢や希望を持ち目標にチャレンジする子どもたちの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・身近なふるさとの自然を体験し学ぶ機会の提供 ・郷土に対する愛着心を育む、ふるさと教育の推進 ・職場体験活動の実施などキャリア教育の推進 ・学校や家庭等との連携による生活習慣づくりの推進 ・栄養教諭の計画的な増員配置などによる食育・健康教育の充実
結婚や就職などについて若者への機会の提供や支援	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚や子育ての意義、喜びに関する意識啓発 ・男女を問わず家庭生活に必要なスキルを身に付ける学習機会の提供 ・結婚を希望する若者の健全な出会いの機会と交流の場の拡充 ・新規学卒者をはじめとする若者の就職支援の強化
保護者の責任を第一としながらも、社会全体で子育てを支援する気運の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援に取り組む個人・団体等の顕彰 ・とやま子育て応援団事業の制度の充実と利用促進 ・家族のきずなを深め、親子で取り組むきっかけづくりの促進 ・結婚や子育ての意義、喜びを伝えるポジティブキャンペーン

6 施策体系

子育て支援・少子化対策条例が掲げる4つの基本施策である「家庭・地域における子育て支援」、「仕事と子育ての両立支援」、「子どもの健やかな成長の支援」及び「経済的負担の軽減」とその前提となる県民総ぐるみで取り組む「子育て支援の気運の醸成」の5つの基本方針に基づき基本的施策を定め、施策を展開していきます。

基本方針	基本的施策	施策の基本方向
家庭・地域における子育て支援	1 子育て家庭に対する支援	情報提供・専門的な相談の実施
		多様な保育・子育て支援サービスの充実
		ひとり親家庭などに対する支援
	2 地域における子育て支援の促進	子育てを支援する人材の育成
		子育て支援活動の促進
		子育て支援活動の促進
		子育て支援のネットワークづくり
	3 安心して子育てができる生活環境の整備	子育てにやさしいまちづくり
		子どもの交通安全対策の推進
		子どもを犯罪から守るための活動の推進
		良質な住環境の確保
	4 母と子の健康づくりへの支援	安全で安心な妊娠・出産の支援
		子どもの健やかな成長のための支援
障害や疾病のある子どもへの支援		
周産期医療等の充実		
仕事と子育ての両立支援	1 仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の推進	働き方の見直し
		企業等における男女共同参画の取組促進
	2 一般事業主行動計画の策定促進	一般事業主行動計画の策定支援
	3 子育てと両立できる職場環境の整備	両立支援制度などの定着促進
		両立支援に取り組む企業への支援
	4 就業支援	キャリアアップや再就職等の促進
		若者の就業支援の充実
		ひとり親家庭等の自立支援の推進
子どもの健やかな成長の支援	1 子どもの権利と利益の尊重	子どもの権利と利益に関する広報・啓発
		人権侵害の未然防止、早期の発見と対応
		養護を要する子どもへの支援
	2 子どもの健全な育成	子どもの多様な体験・交流活動の促進
		子どもの放課後の居場所づくりの推進
		食育と子どもの基本的な生活習慣づくりの推進
		健全な育成環境の整備と思春期対策の充実
	3 生命を尊び家族を形成する心を育む環境づくりの推進	生命の尊さ等について学ぶ機会の充実
		家庭生活における固定的役割分担意識の解消
		結婚や子育ての意義などを知る活動や機会の充実
	4 子どもの生きる力を育成する教育の推進	家庭の教育力の向上
		個性と創造性を伸ばす教育の充実
		豊かな心を育む教育の推進
心と体の健康づくり		
経済的負担の軽減	1 妊娠・出産・子育てにかかる経済的負担の軽減	県の特性に応じた施策等の推進
		国への要請
子育て支援の気運の醸成	1 子育て支援の気運の醸成	社会全体で子どもや子育てを支援する意識づくり
		家族のふれあいを促進する啓発活動の促進